

雇用調整助成金（特例：緊急対応期間）申請方法の簡素化について

1. 要件の変更（4/1～6/30）

① 「事業活動の縮小（5%の減少）」

従来、売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間の値（判定月）は、休業等実施計画届を提出する月の前月のものでしたが、**計画届の提出が不要になった**（下記2. 参照）ことに伴い、最初に休業した日の属する判定基礎期間（賃金計算期間）の最初の日が属する月（複数の判定基礎期間がある場合にはいずれか）、またはその前月もしくは前々月と、その前年同月を比較することになりました。判定月と比較し、減少していない場合は、**前年同月→前々年同月→直近1年間の任意の月**の順に比較してください。

例) 5月1日に初めて休業し、賃金計算期間 4/21～5/20 である場合
判定月は、4月、3月、2月のいずれかになります

② 「助成率」

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合の助成率9/10に加え、休業手当支払い率の60%を超える部分について、10/10とすること(4/8以降の休業が対象。上限は8,330円)

休業手当の支払い率	60%	60%を超える部分
助成率	9/10	10/10

※休業手当が100%の場合の助成率

$$(60\% \times 9/10) + (40\% \times 10/10) = 94\%$$

*山形県独自の上乗せ制度もあります。

③ 「雇用安定助成金」 雇用保険適用外の従業員に対して、雇用調整助成金に準じて助成が行われます。

2. 申請方法の簡素化

1) 休業等実施計画届の提出が不要になりました

休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出することになります。

支給申請の期限は、支給対象期間ごとにその末日の翌日から2か月以内です。ただし、申請対象期間の初日が5/31以前の休業について申請する場合の申請期限は8/31です。

2) 平均賃金額の算定方法の簡素化 ※従来のやり方を採用することも可能です

従来、「1日の平均賃金額」は、前年度の「労働保険確定保険料申告書」の賃金額を基に算出していました。

○ 従業員がおおむね20人以下の小規模事業主

「実際に支払った休業手当額」により助成額が算定できるようになりました。

$$\text{「助成額」} = \text{「実際に支払った休業手当額」} \times \text{「助成率」} \quad (1日1人あたり上限8,330円)$$

○ その他の事業主

「源泉所得税」の納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）により算定できるようになりました。（初回の判定基礎期間の初日が属する年度または前年度の任意の月を選択してください）

3) オンライン申請が可能になりました

URL <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

※ 本内容は、本日現在での厚生労働省発出の資料を基に、正確を期して慎重に作成しておりますが、誤りや不足がないことを保証するものではありません。ご了解の上、ご活用ください。

担当 吉田 天口所長 加藤支援部長

得バックナンバーはこちら

AMAGUCHI パートナース



または

天口会計事務所



でも可



税理士法人

AMAGUCHI パートナース

<https://amaguchi.com/category/oshirase/>

TEL : 023-625-2773